

# 「自然首都・只見」伝承産品認証制度実施要綱

令和2年4月24日訓令第34号

## (目的)

第1条 この要綱は、只見町の豊かで貴重な自然環境やそれらを背景にした伝統的な技術を活かして生産される町内産品を認証する「自然首都・只見」伝承産品（以下「伝承産品」という。）認証制度の実施について必要な事項を定め、伝承産品を通じた只見町の自然環境や生活文化に関する情報の発信と地域資源の活用技術の伝承を推進するとともに、只見町の「自然首都・只見」ブランドの向上を図り、地域社会経済の活性化と発展に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において「認証」とは、事業者等からの申請に基づき、一定の基準（以下「認証基準」という。）に適合する只見町産品について、只見町長が伝承産品として認めることをいう。

2 この要綱において「事業者等」とは個人、生産組合、団体、法人、集落等をいう

## (認証審査会の設置)

第3条 町長は、伝承産品の認証に関し必要な事項を審査するため「自然首都・只見」伝承産品認証審査会（以下「認証審査会」という。）を置く。

2 審査会の構成員は、町長が任命する者とする。

## (認証基準)

第4条 町長は、認証基準を別に定める。

## (認証の対象)

第5条 認証の対象となる産品は、以下のとおりとする。

- (1) 只見町内で生産若しくは、採取された原料を利用して開発された産品
- (2) 伝統的な技法により製造された産品
- (3) 只見町内で生産、又は採取された加工されていない農林水産物
- (4) その他町長が特に認めたもの

## (申請要件)

第6条 伝承産品の認証を受けようとする事業者及び産品は、次の要件のすべてに該当しなければならない。

- (1) 前条に規定する産品の生産または製造、販売を行い、町内に主たる生産施設を有する事業者等であること。
- (2) 製造又は販売について、関係する法令及び条例により許可、認可又は届

出の必要がある場合は、当該許可又は認可を得た事業者若しくは当該届出を済ませた事業者等であること。

(認証の申請)

第7条 伝承製品の認証を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類等を町長に提出するものとする。

- (1) 「自然首都・只見」伝承製品認証申請書（様式第1号）
- (2) 「自然首都・只見」伝承製品認証申請調書（様式第2-1号若しくは第2-2号）
- (3) 認証を受けようとする製品の概要が分かる書類
- (4) 認証を受けようとする製品の見本（各種2個）
- (5) その他町長が必要と認める書類等

2 当該見本の提供に係る費用は申請者の負担とし、提供された見本は返却しないものとする。

(認証の審査と決定)

第8条 町長は、前条の規定による認証の申請があった場合、第4条に定める認証基準に基づく適合審査を認証審査会に諮問するものとする。

2 認証審査会は、前項による町長の諮問があった場合は、申請書等その他必要な事項について認証審査を行い、その結果を町長に報告するものとする。

3 申請者は、円滑な認証審査に協力しなければならない。

4 町長は認証審査会の審査結果に基づき、認証基準に適合し伝承製品認証品（以下「認証品」という。）に決定した場合において「自然首都・只見」伝承製品認証通知書（様式第3号）を、認証を受けた当該申請者（以下「認証事業者」という。）に交付する。

5 町長は、認証品として認められないと決定した場合においては、「自然首都・只見」伝承製品認証不承認通知書（様式第4号）により当該申請者に通知する。

6 町長は、必要があると認めるときは、同条第4項に規定する認証に意見を付けることができるものとする。

(認証の公表)

第9条 町長は、認証品及び認証事業者について、只見町のホームページやその他媒体により公表するものとする。

(認証の有効期限及び認定更新)

第10条 第8条第4項に規定する認証の有効期限は、認証した日の属する年度の翌年度の末日とする。

2 前項に規定する認証の有効期限が満了となる場合において、認証を更新し

ようとする者は、認証期間満了の1箇月前までに、認証更新申請書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、認証更新申請書を受理したのち、認証の更新をすることができる。

4 町長は、認証の更新をした場合は、認証事業者に対して「自然首都・只見」伝承産品認証通知書（様式第3号）を交付するものとする。

5 前項の規定により更新される認証の有効期間は、認証を更新した日の属する年度の末日とする

（認証内容の変更）

第11条 認証事業者は、次の各号のいずれかに認証内容が該当するときは、「自然首都・只見」伝承産品認証申請事項変更届出書（様式第6号）を速やかに町長に提出しなければならない。

（1）認証品の名称等を変更するとき。

（2）認証事業者の氏名、名称若しくは代表者又は住所等を変更したとき。

（3）認証品の生産、製造若しくは販売等を1年以上中止又は廃止したとき。

（4）認証品の規格、形状、包装及び容器に係るデザインを著しく変更したとき。

（5）その他認証申請書記載事項等に変更が生じたとき。

（認証の表示）

第12条 認証事業者は、認証品が伝承産品であるとわかるよう只見町が作成した伝承産品のタグ及びシール等（以下「伝承産品タグ及びシール」という。）を使用することとする。

2 伝承産品タグ及びシールは、認証事業者の求めに応じ只見町が提供する。

3 認証事業者は、認証品の広報用品等に認証品であることを表示することができる。

（調査及び検査）

第13条 認証審査会は、必要があると認めるときは、認証品の調査又は検査を行うことができる。

（認定産品への改善勧告）

第14条 町長は、伝承産品の品質を確保するため、必要に応じて改善勧告を行うことができる。

（認証の取消し）

第15条 町長は、認証品が次の各号のいずれかに該当するときは、認証審査会の審議を経て、認証を取消すことができる。

（1）認証基準に適合しなくなると認められるとき。

（2）認証品の生産、製造若しくは販売を1年以上中止又は廃止したとき。

（3）その他制度の運用に重大な支障を及ぼす行為があったとき。

- 2 町長は、前項の規定により認証の取消しを決定したときは、「自然首都・只見」伝承産品認証取消通知書（様式第7号）により、認証事業者に通知する。
- 3 認証事業者は、取消しの通知を受けたときは、直ちに伝承産品のタグもしくはシールを町長に返還しなければならない。
- 4 町長は、認証を取消した際は、その対象となる認証品及び認証事業者を公表する。
- 5 第1項に規定する認証の取消しを受けた認証事業者は、取消しの日から1年を経過しなければ、新たな申請をすることができない。

（認証事業者の責務）

第16条 認証事業者は、この要綱の規定を誠実に遵守するとともに、次の各号について特に留意しなければならない。

- （1）認証品の生産、製造及び販売を通じて積極的に「自然首都・只見」ブランド向上に努めること。
- （2）認証品の計画的な製造、提供及び適正な品質管理に努めること。
- （3）認証品については、只見町の関係する施設の売店において優先的に販売するよう努める。

2 当該認証品に係る事故又は苦情等（以下「事故等」という。）が発生したときは、認証事業者がその一切の責任を負うものとし、当該事故等の解決に向けて誠実に対処しなければならない。

3 認証事業者は、事故等の問題が生じたときは、「自然首都・只見」伝承産品事故等発生報告書（様式第8号）により、直ちに町長に報告しなければならない。

4 町長もしくは認証審査会が認証品の苦情等を受け付けたときは、認証事業者に対して速やかにその内容を連絡する。連絡を受けた事業者は、事故等に対し誠意を持って対応し、その状況を町長に報告しなければならない。

（事務処理）

第17条 この認証に関する事務処理、認証審査会の事務局は、只見町役場地域創生課が行う。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 令和2年3月31日以前において認証品として認められた産品及び認証

事業者として認められた者は、この要綱の相当規定により認証された認証品及び認証事業者とみなす。

- 3 前項の規定により認証品及び認証事業者に認められた者の有効期限は、認証した日の属する年度の翌年度の末日とする。